

合法性と帝国

——台湾を事例とした日中関係における「正義」をめぐる戦い——

バラク・クシュナー

(訳) 寺地亜美、加治宏基)



戦争とは、境界線を尊重するものではなく破壊するものである。対照的に戦争の終結とは、主としてそれらの境界を物理的に全く違った場所に再構築することである。そのように境界が移動することで、戦争終結から戦後までの間に実際には何が起きたのかが隠蔽され、我われの想定は妥当性を失ってしまう。台湾人作家の呉濁流が述べたように、日本が降伏して後のポスト帝国時代という混乱のなかで台湾人は実質的に歴史から忘れ去られ、「歴史の陥穽」に陥った。彼らのアイデンティティと物語は、大日本帝国の突然の崩壊とともに消え去った。⁽¹⁾第二次世界大戦に関する西洋史のベストセラーでは、ヤン・キョンジョンの究極

的な事例を引用しつつこの破綻が強調される。⁽²⁾ヤンは朝鮮人として生まれたが、日本統治下の朝鮮で大日本帝国の臣民として徴兵され、のちにソ連の捕虜となり赤軍に従軍した。さらに捕虜としてドイツ軍に徴用され、第二次世界大戦終盤のヨーロッパ戦線においてアメリカ兵に投降した。著名な歴史学者であるアントニー・ビーヴァーは、忠誠心を民族性と安易に結びつけて語ることの危うさを、ヤンを事例として検証している。ただ東アジアを研究する者にとって、ヤンのストーリーはそれほど動揺すべきものではない。なぜなら、我われは帝国主義によって国家の簡潔な歴史物語がいかに混乱するのか、その予測不可能な変化に

慣れており、あるいは慣れていないはずだから。

我われの誰もが認識するとおり、日本帝国主義の歴史には、戦争の複雑さを詳述し、それがいかに単純なナショナリズムの概念を砕き利己主義や偶発性、運命といったより具体的な層に入り込むのかを詳細に示すストーリーが数多くある。例えば上述したヤンと同様、若き日本兵の高橋茂の話がある。高橋は終戦時にシンガポール対岸のジョホールバルにおり、一九四五年一月に日本軍が武装解除されるさなかに所属小隊を抜け出し、翌四六年の三月まで彼は中国人の友人のところに身を寄せた。そこでマレー人の友人に対して、大日本帝国臣民ながら自身が中国人だと「証明」する新たな書類を用意してもらった。このように、この日本兵は本当の身分が明らかになる一九四九年一月まで数年にわたり潜伏活動を行った。警察当局は高橋を「正式」書類どおりに台湾人として逮捕し、シンガポールから台湾の基隆に強制送還した。その後、高橋が台湾人ではなく実際には日本人であることが判明し、日本国民である証拠の提示が求められた。現地のマレー人もインド人も、彼が日本人だと知っていたものの、彼をとて厚遇していたように、この元日本帝国軍兵士は、終戦直後にゴムのプランテーションで働いていたこと、また賃金が良かったとも語っている。彼は以前にも当局に逮捕されたことがあったが、「また見つけた場合は送還せざるを得ない」と通告さ

れながら、繰り返し釈放されてきた。

アイデンティティは、必要性、戦争、敗北やその他いくつもの考慮すべき理由に依じてしばしば柔軟に変容する。そして戦争が軍事行為に終始する一方で、帝国というものはにわかに消滅することはないため、この柔軟性という観念は重要である。一九四五年八月一日の大日本帝国による降伏宣言は、敗北を意味すると同時に、戦争から平和へのいくぶん曖昧な移行の開始をも意味した。この変化がどのような結末を迎え、また大日本帝国軍や日本社会のあらゆる階層がこの動きにいかに対応するのか、終戦直後にはまったく予想がつかなかった。日本人戦犯、中国人の対敵協力者や背信容疑者を追及する中国側の取り組みは、彼らが遺恨と向き合い、残虐行為を償なうための法的慰安を提供し、帝国時代の混沌としたヒエラルキーから解放する術でもあった。この動きを日本側は批判的に捉え、両国は自らの主張の正当性を立証すべく、合法的判断と司法能力において対峙する構えを見せた。また重要な点は、実質的勝敗の決す以前に双方がそのような対立構図を描きつつあったことである。

結果的には中国当局の「正義」が証明されたが、流動的な世界秩序の再編過程において中国がメジャープレイヤーとして新たな役割を担ううえで、そのことは国内／国際的な支援を獲得するのに重要な意味をもった。また東アジア

における法体系の再編と日本の対外関係は、第二次世界大戦の終盤から冷戦への移行期にあつて、植民地主義・帝国主義時代の勢力不均衡を是正するうえで、決定的な役割を果たした。一連のプロセスを見ることで、日本帝国がどのようなに解体し、また伝統的リーダーシップが新興のナショナリズム勢力といかに対峙したか、我われは理解できよう。そしてこれら勢力同士も、東・東南アジアにおける自らの将来をコントロールしようとせめぎ合つていた。戦犯の逮捕、調査、訴追は、まさに国際法的な手段であるが、それらはこの地域では比較的新しい概念であつた。この制度は公職に就いていた人々の罪を裁き、日本人、中国人、そして台湾人が誰であるかの輪郭を浮き彫りにした。これは一見すれば簡単なタスクのようであるが、日本が唐突に降伏した後、矢継ぎ早に顕在化する民族や国家の境界を帝国主義が曖昧にしてきたため、政治的には複雑で非効率な作業であつた。

この史実は「移行期正義」(transitional justice) よりむしろ「競争的な正義」(competitive justice) という概念に基づいている。私は、移行期正義という概念では、失敗した大日本帝国の圏域においては運命づけられた結末が存在しなかつたことを説明しきれないと考えるからだ。戦後に東アジア各地で開かれた日本人戦犯に対して正義を問う国内軍事裁判では、新たな国際法制が導入されたが、これらは帝

国崩壊によって生じた摩擦を解消し新体制を設立すると、また新政権のもとで人々が政治的、心理的に終止符を打つことを目的としていた。それらはインドシナのサイゴンからビルマのラングーン、中国東北の瀋陽やインドネシアのクバンまで、アジア全域に広がるものだった。フィリピンを除く大半の地域で、これら法廷は日本の帝国支配前の旧植民地時代と同じ法的基盤と監視機能を焼き直したものであり、同時に当時、安全保障問題が深刻になる中で、一九五一年まで結審が延びたオーストラリアを除く各国当局は、これら裁判を迅速に終結させることを求めた。中国国民党と共産党との内戦が激化しつつあつた中国法廷には、日本の戦争犯罪問題をめぐり以下三点の特徴が見受けられる。第一に、政権交代によつて一九四六年から五六年まで実質的には最も長い(長い中断を含む)裁判が行われた。第二に、一度のみならず二度も、中国人自らが日本人戦犯を裁くことのできる司法制度をゼロから整備する必要に迫られた。第三に、旧支配地域や旧植民地では対日戦犯裁判の問題が歴史的な闇に埋もれていった反面、中国ではその逆のことが起こつた。つまり、台湾海峡での緊張が高まつたことにより、中国法廷は一九七〇年代中盤になつて改めて注目され、政治的な氷山として顕在化した。日中間の摩擦が表面化するまでの過去一〇年にわたり、この問題は大きな力を孕みながらも大半が押しとどめられてい

た。それは、歴史的記憶としては実質的に無視されてきた東京裁判が、二一世紀初頭に脚光を浴び始めたことにも通じる。

中国におけるBC級戦争犯罪裁判は本質として、A級戦争犯罪であるナチスの戦争犯罪人に対するニュルンベルク裁判と日本人指導者に対する東京裁判において連合国が定めた方法にならうものだった。先の拙著では、正義には「調停に焦点を当てた見方」(arrangement focused view)と「具体的実践に焦点を当てた理解」(realization focused understanding)という二つの特性があるとするアマルティア・センの論理を用いた。「調停」メソッドは正義を達成しうる行政区の設置に重きを置き、それは「正義が実践されるアクティブな実在」である法廷と弁護士に当たる。私はこの研究を始めた当初、これは中国国民党(KMT)を活性化させたイデオロギーだと考えたが、現在はその確信が少し薄れ、「具体的実践に焦点を当てた理解」というアプローチが、司法機関による実質的效果と大衆が求める「正義」の獲得を重視する中国共産党(CCP)の目的にむしろ適っていると判断した。特にここ数年、これら裁判が政治的焦点となつていることを鑑みれば、私は別の問題意識に直面している。すなわちそれは、中国法廷のどこが他とは異なり再検討されるべき点なのか、それは中国国民党か共産党かを問わず中国における正義の性質によるもの

なのか、あるいは他に考慮すべき力学が働いているのか、最後に日本との関係において豊かな多様性、異なる目的、そして相反する遺産を受けて、「中国の」法廷をめぐる総合的分析とはどのようなものなのか、といったことである。これらの質問に答えるべく、中国人が追求した日本人戦犯に対する正義の進化過程で重要だと思われる要点について、本稿では紙幅の制限と現行研究の課題があるため、最も重要な部分のみに触れながら簡潔に述べることにする。なお当初は、日本の反応にも焦点を当てつもりだったが、紙幅の都合により他の論稿に譲ることとした。まず、国際法廷における中国の役割について概観し、そして東京裁判のプログラムが中国における正義に関する概念理解および中国国内法廷にどのように影響したかを検討する。この点は、過去一五年間に中国で進められてきた多くの研究を書き換えるため、政治的に重要な示唆を与える。また東京裁判において中国共産党(CCP)は、相対的にみれば補助的役割を果たしたにすぎないが、その歴史を「所有」しようとして試みている、との指摘は稀である。加えて、東京裁判やそれへの関与をめぐる台湾当局が中国国民党(KMT)の存在をアピールするために同等の努力をしているようには見受けられない。最後に、KMTによる戦犯裁判の要点を整理することで本稿の結論とする。なお、CCPによる裁判について分析を深める紙幅はないが、一九五〇年

代中盤に追加的に開廷された事實は、他の論考でフォローした。

研究課題の設定

カイロ会談や連合国による国際的な予備会議の展開に関しては、すでに他の研究によって十分な詳述がなされており、一般的な議論については紙幅が限られているため、ここで議論することは控える⁽⁹⁾。第二次世界大戦の終結は事前に想定され対応が計画されていた反面、戦利品に関しては必ずしも平等に分配されたわけではなかった。中国は内戦状況が深まるなかで高まりゆく敵意と敗北の可能性を孕んでおり、それらの新たなシステムにしっかりと参加できなかったわけではなかった。第二次世界大戦の終結に際して連合国は、短命に終わった帝国時代に犯した戦争犯罪の責任を非武装化した日本に負わせるという降伏後の壮大なプロジェクトに追われた。一九四五年のヤルタ会談では中国を蚊帳の外に置き、条約と引き換えに多くのロシア皇帝時代の特権をソ連に譲渡することで、中国が国際的に対等な立場でないように見せつけた。ヤルタ協定では、ロシア帝国が一九〇五年に失った東・南滿州鉄道のソ連への返還が認められた代わりに、スターリンは蒋介石と中国国民党を承認すると申し出た⁽¹⁰⁾。牛車によれば、一九二〇年代には中国のす

べての政党が、国家の滅亡を回避するため、ある種の「革命」を普遍的理念として掲げるか、もしくは志向していた。確かに、抗日戦争中やその後の内戦前夜にも、それは事実であったようだ。中国文化の足かせ、またはその伝統が国家を衰退させるという明確な恐れが存在しており、中国の国家統一は不可能であるかに思われた。中国は恐ろしい戦争の後に大衆を活気づけるため、評論家が言うところの「パブリシティ」という酸素（メディアで書き立てられること）で社会的関心を引く活動がいつそう活発になる現象⁽¹¹⁾を必要としており、それを達成しうる完璧な方策を日本人戦犯の断罪に見出した。しかしながら、ルーン・シュヴァーヴァル（Rune Swaverud）が記したとおり、解決すべき問題は「清末期、中国の国際的立場は脆弱であったため、中国が他の国家との関係において優位性を確保するのに国際法は最も重要なツールの一つであった」ということだ⁽¹²⁾。

中国の政治的必要性とは別に、戦犯裁判の概念が生まれるや否や、連合国もかつての大日本帝国の全域で戦争犯罪の立件を競い合った。ヨーロッパの旧宗主国も同様の目的から彼ら自身で裁判を管理しようと努め、その合法性は今日においても疑わしいものであるが、失われた植民地時代の領域を取り戻すために、これまた同じく大日本帝国軍を利用した。アメリカは七万人の日本人を動員して太平洋諸

国とフィリピンで労働者として軍隊に仕えさせ、イギリスは一〇万人の日本人を東南アジアの再建のために動員した¹³。投降した日本兵の大規模動員は、日本軍による戦争犯罪がプロパガンダのネタに過ぎなかったということではなく、むしろ中国は、法廷において戦争犯罪の証拠収集に注力することはなかった。中国の指導者たちは、おのずから事実を事実として明らかにすると信じきっており、国際法の手順に則り証拠提出を求められたとき、中国はそのゲームから離脱してしまったのだ。識字率がたった二〇%の国において、国民党が共産党をあらゆる権力から遠ざけようと腐心しつつ、猛烈なインフレに対応を迫られている状況下で、過去の戦争犯罪を立証することは容易なことではなかった¹⁴。

日本の降伏にともない浮き彫りとなった正義の問題に関して、中国の構想と手順から以下三点がいえる。第一に、中国は対日戦犯裁判を開廷しないという選択の余地はないと認識していたが、それをどのようにして展開するかについては、様々な懸念が交錯していた。第二に、この戦勝国の手に余る国際法的手続きを理解しうる人材が限られていたので、その確保のため敵対勢力間で激しい争奪戦が繰り広げられた。第三に、裁判を通じて国民は、いずれの勢力が主導的立場にあるのかを理解していった一方で、中国大陸と台湾の双方は一連の裁判に関する情報を速やかに包摂

していった。換言すれば、中国側は裁判を無視することはなかったが、明らかに重視したわけでもなかった。戦後のこうした出来事をめぐる記録は、一九四九年から五六六年の間は公式見解から消去され、一九七〇年代に入り公式にされて以後、一九九〇年代末から現在に至るまで再度、隠されている。戦犯裁判の史実が徐々に明らかになるにつれて、あの戦争と日本帝国主義に関する二〇世紀後半の事実と現代中国に広く浸透している人々の姿勢との間には大きな矛盾がある（王泰升が指摘するとおり、「本省人が、日本の政治的遺構を抜け出すのに五〇年近く（一九四五〜九二年）かかった」ことから、台湾ではこの議論は小康状態にある¹⁵）。一九四五年に蒋介石と毛沢東とともに日本に対して慈悲と寛容を語ったが、今日の大陸での政治的レトリックにおいては意図的に消し去られている。同時に中国の戦犯裁判の史実は、中国／台湾の歴史に新たな教訓を提示する。というのも、終戦直後に中国人が日本人に対して慈悲深く対応したことが、最近になって公認されたからだ。戦後数年で国際法体系のグローバルな潮流が形成された一方で、中国や台湾においては数十年にわたり司法機能が停滞したことに留意せねばならない。このことは、両者においては正義をめぐる敵しいせめぎ合いを公認し周知する法廷という重要な場が短期間しか存在せず、一九九〇年代までは実質的に消滅していたことを意味した。戦後の東ア

ジアにおける戦犯裁判は、それ自体が一大イベントであり日本人を弾劾する公的宣言であったことに加えて、当時に限らず、より重要なのは七〇年後の今日においても、この帝国をめぐる公的記憶の水先案内役を担ったことである。日本兵と当局者に対する中国での戦犯裁判は、一九九〇年代までは政治的混乱というベールに包まれて根本的には隠蔽された¹⁶⁾。

その当時から、これら裁判の法的価値が議論されており、中国大陸の先行研究は非常に肯定的な評価を与えているが、他地域でのそれには、より批判的な意味合いが含まれる¹⁷⁾。中国政府は、独自法廷の構想を決定づけた国際法的アリーナとしての東京裁判において若干は影響力を発揮したかもしれない。しかしそれは彼らがコントロールし得るような法的枠組みではなかった。それにもかかわらず、中国が日本に対して正義を追求したことが、中国大陸の先行研究には看取される。それは、主だった日本人指導者に対して戦争責任を認めさせる上で、中国法学が中心的役割を果たしたと断定するものだ。東京裁判では、中国に対する侵略と同国における残虐行為に関して日本人戦犯に責任を負わせるという判決にあたり、中国人判事である梅汝璈が中心的な、あるいは少なくとも重要な役割を果たしたとの見解が中国で広まりつつある¹⁸⁾。二一世紀初頭の学術環境の改善にともない、中国人歴史学者は洞察を深め、中国の司

法制度をめぐる前提を精査する動きを続けている。

中国語圏における歴史学の研究動向とは別に、中国国民党は、民国政府が国民のために正義を勝ち取ろうと注力していたと、中国民衆および世界の人々に説明するため対日戦犯裁判を利用しようとしてきた。そして中国の二つの政党がともにこのレトリックを採用した一方で、彼らの信奉者に対しては同等の厳格さを適用しなかったことは皮肉である。また最終的に彼らは裁判のことを忘却し、中華人民共和国になお反響し続ける歪んだ政治目的のため、自らが注意深く作り上げた革命的な法律を覆してしまった。戦犯裁判という機に乗じて、両政党は正義を定義付け近代法治国家に向けた機構整備に着手したが、そうした動きは放棄された。この戦後における司法制度の国際化に向けた変化は、フランス人歴史学者アンリ・ルッソ (Henri Rousso) の研究においても、記憶、特に被害者のそれは、歴史証言においてより大きな重要性を与えられており、こうした傾向はいつそう検討されるべきものだ¹⁹⁾。

変容以前の中国の法制

日本に対する勝利が目前に迫るなか、中華民国はその成功をまったく予期していなかった。戦利品などがあつたとしたとしても国民にはそれを享受するチャンスはなく、中

国に滞在していた日本人自身もまた、帝国の敗北を本気で信じなかった。日本の内閣情報局の最後の総裁であった下村海南は自叙伝の中で、日本軍は中国において無敵だったと書いている。つまり、中国人に決して屈することなく、その敗北はアメリカの介入によるものだった。また下村は、中国国民党の首席であった何應欽の記述を引用しつつ、中国は彼ら自身の力でなく連合国の支援を受けて勝利を得たのだとも述べている。⁽²⁰⁾

中国と日本の指導者らは、戦犯裁判が目前に迫っているとの認識はあったものの、初めての法廷は皮肉にもアメリカ合衆国によって上海で設置された。そしてこの動きは、中国国民党による法廷設置への動きを早めることとなり、一九四六年五月には東京裁判が実施された。基本的には、中国の司法制度は世界において高く評価されておらず、苦境に立たされた中国人エリートの多くが、実際のところ自国にも法原理があつて人治的ではないと誇示する必要を常に感じていた。中華民国の代表として東京裁判で判事を務めた梅汝璈は一九三二年に書いた短い論考にて、中国の「礼」と「法」の概念を用いて西欧人に対して自国の司法制度史を解説し、自国を擁護しようとしていた。梅は「礼」と「法」という伝統的な概念や、鉛と鞭のアプローチを自然法と実定法のように説明したが、これは中国には法務の歴史的蓄積が一切ないと信じていた否定論を正すため

に、西洋で高く評価されていた学術雑誌に投稿したものである。⁽²¹⁾しかし、これらの大半が受け入れられることはなかったようだ。例えば、一九四七年五月から一九四九年一〇月まで駐南京オーストラリア大使館に赴任したウィリアム・ハミルトンは回顧録の中で、友人が「中国人は誇張するため」南京事件での残虐行為に関わるすべての証拠は、ヨーロッパ人によって提供されるべきである」と忠告したことを回想している。驚くべきことにハミルトンの同僚も、「中国人は戦犯にほとんど興味を示すことはないだろう」し、「中国人の多くは他の外国人と比べて日本人を特別に嫌ったわけではなかった」とも認識していた。⁽²²⁾

中国の司法制度は近代的になり得ないという見解は、外国人だけが有したものではなかった。清末期の法律家で、のちに中華民国期に著名になる居正は、梅汝璈と同様に中国の法学は深遠な歴史があると認識していた。しかし居は同時に、古代儒教の考え方では法律が実質的には思潮に組み込まれていたとも感じていた。そして、代々続く王朝において法律の捉え方が硬直していったが、そうした遺産が受け継がれることはなくなつたと、中国の司法制度を破壊した大国の襲来を評価している。居は結論的に、中国の司法を不安定なものとした最大の原因は、治外法権と領事裁判権の法律であつたと指摘する。一九世紀半ば以降の問題は、外国商人との間で係争やいざこざが起きた際に、彼ら

は中国法廷で問題解決するのを望まなかった。そのため、(中国人は当時、それが良いことだと考えたが)中国の統治権は大きく傷つき、清末の政府高官はこれを是正しようと試みたが、形式的な修正ばかりで根本的な改善には至らなかった。⁽²⁵⁾

居正は、領事裁判所が法改正を許さないことで、中国の司法制度を改善する機会を同国から奪っていると判断した。制度や専門家が社会的変革に適應する方法は存在せず、多くの場合が「礼治」に従うものだったために、改善の試みはいずれも状況変化にともなって無意味に終わった(刻舟求劍)。同時に、とはいえ中国は馴染みのない西洋法を急遽、採用することもできなかった。⁽²⁶⁾よって居正は、近代化に適應すべく中国は法律制度を再編すべきであるとの結論に至った。これには、新たな法律制定にむけた制度改革の機運を高め、本来の意味で公法と私法との区別を取り払い、法律と実質的に法律に取って代わっていた伝統的慣習を儀式化することで、歴史的課題の克服を期す内容が含まれていた。⁽²⁷⁾居正は、治外法権は中国の法律制度において「異質」な要素であると考え、独立ならびに中国の近代的法律制度の整備を妨げるものと考えた。そこで彼は、中国ではこれが障害となつて独立国家の道が阻まれていると断言したので。⁽²⁸⁾一九四三年の治外法権廃止、そして対日戦犯裁判は、中国が近代的な法律制度を完全に導入する絶好の

機会を提供し、中国が第二次世界大戦においてソ連、アメリカ、イギリスと並ぶ連合国であり戦勝国として尊重されるべきことを内外に示すよい機会となった。そしてこのことは、世界の多く人々の眼にも明らかである。中華民国期の法律家で、海外で法学博士号を取得した楊兆龍は、東京裁判の弁護団一員として招集された人物である。居正同様、彼も中国の法学教育を危惧しており、一九三四年に東呉大学法学部の機関紙に「中国の法律教育の弱点とその解決のための方策」という論文を投稿した。楊は、一九三〇年代に中国は法学教育をめぐって学部運営と学生教育の二大問題に直面したと論証した。その中で彼は、学部運営が十分ではなく学生が享受すべき教育のための適切なカリキュラムがないと訴えている。⁽²⁹⁾

戦争によつて中国は分裂し、司法制度は強靱でなく、ほとんどの地域で有効に機能することもなかった。中国は均質な法環境を整備しきれておらず、改革についても競合する二つの学派が対峙していた。一方には英米閥があつて、「東呉法学院に代表されるものだった」。他方では「それと競合する法文化が上海に所在する少なくとも六つの法学部により推奨され、一般には独日閥として知られる」。中国におけるアメリカ・メソジスト監督教会の宣教活動の一環として設立された東呉大学は、日本に対して正義を追求する中国の取り組みにおいて重要な役割を果たした。すな

わち、東京裁判に携わったすべての中国人法律スタッフを
実質的に輩出したのが、この大学だったからだ⁽²⁹⁾。

中国は、人材確保の面でも実際の法廷設置においても困
難に直面したにもかかわらず、戦時中にも止まることなく
将来構想の実現に向けて前進を続けた。これら諸課題をふ
まえ、蒋介石は一九四一年六月一二日、王寵惠国防部長と
総司令官側近であった陳布雷副大臣に対して国際的課題を
研究するリサーチグループを作るよう要請した。これが国
際問題討論会である。国際社会がヨーロッパにおけるナチ
スの残虐行為に注目するなか、連合国戦争犯罪委員会（U
N W C C）への参与と戦争犯罪の検証プロセスの発展にお
いて、中国の役割は小さくなかったとはいえ、常に調整が
行き届いていたわけでもなかった。蒋介石はこうしたこと
よりも、敵の財産を押収し、対敵協力者と共謀することな
く、元日本兵を非武装化するとともに本国送還に備え、商
業活動と公共サービスに被害が及ぶのを最小限にとどめる
ようにと、部下に指示している⁽³⁰⁾。

東京裁判との関連

この裁判の経緯は広く知られており、英語、日本語によ
る多くの文献でも解説されている一方で、中国側がどのよ
うに関与したかはあまり知られていない。東京裁判の檢察

チームには計一七人の中国人メンバーが参加した。高文彬
は当初は通訳として、のちに檢察官を務めた向哲浚のアシ
スタントを務めた。彼の存在を重要とする理由は、東京裁
判（A級戦犯裁判）と大陸で取り扱うB C級戦犯裁判との
関係性を的確に示すためである。戦後、高自身が語った内
容や過去数十年の中国での報道によれば、彼は百人斬り競
争に関する日本の新聞記事を読んでのちに、この犯罪行為
を解明しようとしたと主張する⁽³¹⁾。また、東京裁判と南京で
のB C級戦犯裁判を関連付ける法的裏付けはなく、偶然に
明らかにされた犯罪によって中国法廷も注目されるようにな
った。一九四五年に東呉法学学院を卒業して間もない高
文彬は、一九四六年五月に英語通訳として東京裁判へ派遣
された。高は回顧録で、日本の主要指導者の数名を死刑に
処したことは記しているものの、その正義について述べて
おらず、毛沢東が一九五七年以降に引き起こした社会的混
乱のなかで忘れ去られた歴史を記念することに重点が置か
れている。それでは、中国による正義の追求は本当にでた
らめだったのか、もしくは他の研究者が検証しようとした
ように、より周到なものだったのだろうか。

東京裁判で中国が直面した問題とその対応に苦慮したこ
とを、私はかつて議論したが、梅汝璈判事、倪征燠法律顧
問、国民党戦争犯罪罪調査団団長で東京裁判の証人を務めた
秦德純も、回顧録でこの点に言及している⁽³²⁾。ただし、厳密

な意味で問題は何であるのか。倪が自身の著作で述べているとおり、中国政府は証拠収集のシステムにまったく精通しておらず、このことは当時の中国法制の矛盾を露呈するものだ。³⁷ 中国は裁判に関して十分な準備ができておらず、日本が降伏を宣言した時点でアメリカに滞在中の倪は、そこで二つの原子爆弾による甚大な被害を報じるニュースに触れている。向哲浚は、数か月後に東京裁判の中国検察官として派遣され、アメリカ検察団に起訴すべき一名の戦争犯罪人リストを手交している。その中には自殺したことが把握されていなかった本庄繁大將の名も含まれていた。³⁸ 連合国の検察団は、中国側が戦争犯罪人の簡易なリストしか用意しておらず、公判の準備不足について驚きを禁じ得なかった。中国側には資料や証拠の提示など起訴準備について何ら事前の通達はなく、彼らもまた当惑した。それは、彼らが起訴を計画していなかったからだけでなく、彼らが日本の戦争犯罪が有罪となるのは「火を見るよりも明らか」と信じていたからでもあった。³⁸ さらに、彼らは日本に到着してはじめて、法廷では大陸法ではなく英米法を用いることを知った。倪の理解によれば、アメリカとイギリスの法体系は当事者対抗主義を採用しており、法廷では原告と被告が対等に主張を戦わせるもので、質疑応答よりも証拠を重視する。中国人法律家の多くが東呉法学院で英米法を学習したにもかかわらず、理論的には裁判官の質問

を通じて公判を主導する糾問主義に立つ大陸法によりなじんでいる。³⁹

概して、英米法では両者の弁護士が法廷に提出された証拠の法的価値を検証する一方で、大陸法は証拠を採用するか否かは裁判官の決定に委ねられる。中国側は、起訴内容の自明性と証拠を採用する判事の双方を頼りにしていたが、裁判がどのように展開するかは想定できなかった。英米法の下、裁判はゆったりと展開していき、それぞれの訴えが英語から日本語、そしてまた英語に訳された上で、被告人に対する罪状認否がなされるが、行き詰まる審議過程で中国も、延々と主張を展開せねばならなかった。⁴⁰ 向と随行員らもまた「証拠」の必要性を認識するや、すぐさま派遣団の増員を求めて一時帰国した。彼らは戦火で荒廃した地域を行き来し証人にインタビューを行ったものの、確たる証拠を収集するのに膨大な時間を要している。当時の司法部刑事司長だった楊兆龍は、現地で南京大虐殺の関連資料に目を通す向を補佐した。またアメリカ人検察官のジョセフ・キーンは、自らの予算で中国にアシスタントを派遣したうえで、向に対しては彼の義兄弟である周錫卿、高文彬、鄭魯達、劉繼盛、劉子健の五人を含むアシスタントを雇うことを許可した。⁴¹ この小さな所帯の中国チームは、他の同盟国の要請に応じてのちに三〇人に縮小される七〇人を擁すソ連法律チームと比べると、いっそう小さく見えた。

中国における国際法理解をより深めるため、倪はアメリカに滞在しており、主要な情報提供者の一人が、ハーバード大学の著名な国際法学者で戦後国民党の法律顧問となつたロスコー・パウンドであつた。パウンドは一九三五年と一九三七年にすでに東呉法学学院のカリキュラム策定に関わつたほか、法律を教授してもいる。七七歳でハーバードを引退してのち一九四六年に中国で法律顧問を務めた。倪の（アメリカ渡航の）目的は、彼が「デイーン・パウンド」と呼ぶところのパウンド宛での現存する書簡からも、いまやよく知られている。倪は英語名を「Judson Myl」と名乗り、一九四六年一月五日にパウンドとの文通を再開している。倪はロスコーに対して、上海と重慶で都合一二年間にわたり裁判官を務めたほか、近年は司法行政部の顧問であつたと伝えている。ただし書簡内容の大半が、中国で法律を教え、中国政府に対して法律に関する助言を与えるとの計画を受け入れるよう、パウンドに要請するものであつた。一九四六年の二月一六日、倪は再びパウンドに手紙を送り、以前の会合が楽しかつたことを伝えつつ、「イギリスの司法行政の特徴について自身に説明できるイギリス人法学者を数名紹介してくれるよう依頼するとともに、イギリスの司法制度と訴訟手続きなどに関する諸問題を議論できる研究者とも面談したい」と訴えた。⁽⁴³⁾倪は少なくともケンブリッジ大学の法学者であるヘンリー・ウィン

フィールドとヘンリー・アーサー・ホーロンドの二名を紹介してもらい、さらにアメリカ出身のオックスフォード大学の法理学者アーサー・リーマン・グッドハートにも会うことができた。加えて、倪はUNWCC議長のロード・ライト（オーストラリア人のライトの前任者であり初代議長は、イギリス人のセシル・ハーストであつた）とも面会している。

一九四六年四月一九日、倪はパウンドに返信し、英国での各氏紹介とUNWCC議長のロード・ライトとの面談について謝意を表し、戦犯裁判を視察するため東京を訪れたことを報告した。倪は、イギリスでロンドンの裁判所と刑務所を訪れたほか、起訴前の段階で犯罪事件をいかに取り調べるかを知るため、ロンドン警視庁も視察しており、警察と裁判所の連携が中国にも必要であると述べた。⁽⁴⁴⁾一九四六年一月七日付の中華民国最高法院院長の夏勤がパウンドに宛てて送つた書簡は興味深く、国民党に蔓延していただろう身内びいきの様子を垣間見ることができると述べている。息子の夏道泰をハーバードに入学させるように、「可能ならば入学と奨学金を認めてくれないか」と記している。⁽⁴⁵⁾さらにイギリスにおける中国の法律チームの一員である梁鑿立もまた、ロスコー・パウンドと長い書簡の往来を行つていゝ。⁽⁴⁶⁾

同時に、日本にいた中国人法律家にとって渋谷事件に起

囚する問題が示すとおり、中国政府は戦後日本において司法空間や法律の発展のために戦ったことを看過すべきではない。向哲浚の秘書兼通訳だった裘劭恆は中国檢察団の一員だったが、渋谷事件に関与した台湾人犯罪者に関する審議のため、軍事裁判に派遣された。他の同盟戦勝国と同じく中国の国民たちは、占領時に日本の司法適用外にあつたため、渋谷事件に関与した台湾人犯罪者を裁く特別法廷が設置されたが、大半がアメリカ人の軍事弁護士で、わずかに中国人弁護士も参加した⁽⁴⁷⁾。さらに王泰升によれば、日本帝国の失敗と野蛮な抑圧に続いて一九四七年に台湾で起きた二・二八事件でも、日本の法律を学んだ台湾人が逮捕されたり殺害された⁽⁴⁸⁾。

中国国民党の戦略と戦犯裁判

中国国民党による戦犯裁判は東アジアで最初に実施されたため、中国共産党による裁判と比べればいくつかの点ではいくぶん容易であつた。これらの裁判は国内でくまなく検証されたが、全体的には低い評価がなされている⁽⁴⁹⁾。アメリカが長崎に二つ目の原子爆弾を投下し、ソ連が参戦を表明した直後の一九四五年八月一〇日に、日本政府は降伏を模索し出した。即座に国民党將軍の何応欽は、中国に駐留する日本軍首脳に軍事行動をやめさせ、兵士が秩序を遵守

し食糧網や交通機関などを破壊せぬよう指示せよと、部下に命じた⁽⁵⁰⁾。同じく八月一〇日に徐仏観は蒋介石に宛てて、敵対勢力の占領地域と対敵協力者への対応について緊急課題メモを送った。対敵協力という問題が中国政府にとつて深刻かつ複雑であつたのは、誰が中国に忠誠心を抱き、誰が日本に仕えたかを見極めねばならないためである。そのメモで徐は、一〇点の重要項目を示した。例えば、中国は近々に対日戦で優勢に立ち勝利を収めることが必要である。国民党も速やかに旧日本占領地域を担当する者を指名し、降伏プロセスに関わるべきである。中国は日本語を解する人物を派遣し、対敵協力軍と警察の秩序を保ち、中央政府からの命令を待つよう指示せねばならない。中国は占領地域の「公正な人々」に対して将来の平和をとともに作り、団結して勝利の果実を享受しようとする。中国復興と国家再建のため議會を設立すべきと提案した⁽⁵¹⁾。

続く一九四五年八月一日、彭克定は蔣總統に降伏プロセス、武装解除、武器回収の詳細について電信を送った。彭は、日本軍の武器回収と中国勝利後の対応がこのプロセスで最も苦慮するだろうと予測しており、この点についていくつか提案している。第一に、武器回収は同盟国に先駆けて中国が行うべきである。さらに、国民党は日本軍に対して「分割統治」を実施せねばならず、日本軍の降伏を待

たずに交渉のため人員を派遣すべきと、彭は記した。また、中国政府は中国東北地域、朝鮮および内陸部で日本軍の各部隊とそれぞれ交渉できる人員を送るべきであるが、日本軍が武器を破壊し回収プロセスを台無しにすることのないよう、日本軍との直接衝突は何としても避けるべきである、と思慮深く提言している。そして、日本軍が武器回収に応じやすい環境整備のため、中国は日本語でのラジオ放送を通じたプロパガンダを行うべきで、国民党はイギリスがドイツでいかにこれを成し遂げたのかを調査すべきと主張した。⁽⁵²⁾

戦後に日本軍小隊の元将校がまとめた統計から、一九四六年春に始まった国民党による戦犯裁判が一九四七年七月に処刑と棄却がほぼ同数で急増してのち、一九四八年初頭にはほぼ立ち消え状態となっている。この間に数か月にわたり無罪判決も散見された。⁽⁵³⁾ 国民党政権の裁判ならびに蒋介石の寛容政策は、当時の日本に影響を及ぼしたであろうか。おそらくそうではなく、国民党と共産党の一連の裁判には、それ自体が、そしてそれらによりもたらされた長期的影響には、大きな分断が看取される。呉鼎昌は一九四八年九月二四日付の蒋介石に宛てた書簡で、張群の東京裁判の傍聴記録を転送しているが、それはちょうど東京裁判が結審した閉廷前後で、アメリカの対日政策においていわゆる「逆コース」が採られた時期である。呉は書簡で、将来

的にアジアはソ連からの防衛が必須となり、国民党は東アジアの経済的復興に沿った方策を検証すべきと分析している。⁽⁵⁴⁾ 他方、一九四八年九月二三日付の張の報告によれば、日本の降伏直後、国民党は対日寛容政策を採ったにもかかわらず、日本の対中姿勢には敬意が感じられない。私たちは日本を無限に助けたが、ここ三年ほどの状況には、悲観的にならざるを得ない。さらにアメリカはヨーロッパの戦後情勢を優先しており、対日政策の目的は日本を安定させることであって、経済復興や日中関係の強化ではない、との見解を示す。張はマッカーサーや日本首脳と数回面談したことで、日本の情勢をよく理解していた。その張によるとマッカーサーは、戦時中の天皇は権力の操り人形であって、戦後にその神格化はすでに消滅したと語った。また新憲法の下、天皇は単なる象徴であり、占領というアメリカの目的においてきわめて有効な存在である、とのマッカーサーによる説明を引用した。また日本の人々との会話を通じて、彼らが戦時の指導者と誤った教育に対して非常に批判的な態度をとっていると述べるとともに、日本国民が平和条約の締結を望み、日中の協力なしには経済復興が頓挫すると認識していると、記している。

一九四九年に国民党による大陸統治が終わり、国民党による戦犯裁判の記憶は間もなく消去され、長期にわたる交渉の結果、日本の戦後賠償は放棄された。これら甘い条項

内容は、一九五一年のサンフランシスコ講和条約の枠組みからは外され、国民党政権の平和条件に盛り込まれることとなった。

台湾——準共和国の中国

特に一九九〇年代半ばに民主的レジームが形成され、国民党の独裁体制が終結して以降、台湾史に関する資料は整理されつつあるが、日本帝国からの脱植民化を要因とした国際社会における台湾の戦後史を分析したものはあまりない。とりわけ日本帝国の突然の解体とそれに続く国民国家の成立がもたらした影響に焦点を当て、台湾の輪郭（台湾自体の思考転換を含む）を考察することは重要である。そのためには、日本帝国の崩壊に対する東アジア地域の様々な反応と、戦後数十年間にわたる東アジア域内の権力争いという文脈の下で、中国、日本、および台湾が新たな政治パラダイムを構築する手段として暴力を放棄し、正義を追求するなかでいかなる相互作用を果たしたのかを注視する必要がある⁵⁵。

ポスト帝国史を理解するには、台湾を敗戦国としてではなく、光復を祝う個の集合としてでもなく、政権移行の文脈のなかで脱植民地化という要因を考慮したうえで、捉えなおすことが必要である。台湾では許育銘、羅久蓉や蔡慧

玉を含むこの分野の素晴らしい研究者がいるが、おしなべてこれら先行研究は、政治的な台湾史の枠組みにおける台湾人の境界に着目したもので、戦犯裁判の過程で帝国の遺産から自身をいかに解放していったのかに重点を置くものではない。

日本帝国の崩壊として東アジアにおける第二次世界大戦を捉え、その終戦を再検討するとき、戦後中国にいた日本人に何が起こったか、そして中国人はいかに日本帝国の支配から解放されたのかという疑問が浮かぶ。中国人も日本人も、自身の管轄権の下で「正義」を履行しようとするため、「法」という概念は非常に重要となる。本稿の序論で挙げた諸事例を想起すれば、帝国のアイデンティティは順応性があり、日本は中国のどこかで何らかのかたちで支配を継続できるとな信じたのに対し、中国人は国際的政策というレベルで自身のプレゼンスを強調するために、戦犯裁判の早期開設を必要とした。国民党が大陸と台湾の双方で展開する「中国」の政策は、しばしば矛盾を来たしており、それは中国の各地域によって目的が異なることに起因するものだった。満州ではソ連と中国共産党と戦わねばならず、台湾と主要な支配都市部では、帝国の辺境でなお踏みとどまる日本軍残党の投降を完了させねばならなかった。そして山西省では国民党の關係軍閥である閻錫山將軍にも対応する必要があった。

三〇年にわたり台湾で憲兵將校を務めた上砂勝七は、一九四五年八月一日正午の玉音放送を台湾の憲兵隊本部で聞いた。「苦しい表情でみんな静かに聞きました」。上砂は

また、一〇月初頭に淡水港に到着した一五〇人の中国人憲兵が、当惑した台湾人の目前で、新しい武器を手に取り埠頭で行進した、と記している。⁽⁵⁶⁾ これを目撃した台湾人は、「中国の憲兵隊は装備が整うが、結果は日本人の軍人に届かない」という印象を残している。⁽⁵⁷⁾ 上砂はまた、台湾人は

中国憲兵隊が到着すると、娘を逃がして戸締りするといった反応だったと回想した。台湾総督府は、戦後に帝国の境界で何が起きたか、すべてが失われたのではなく大混乱が生じたことをしっかりと記録している。⁽⁵⁸⁾ 確かに、社会秩序は場面ごとに異なっており、一九四五年一〇月下旬の台湾高官から政府への報告によれば、降伏直後はこの島の状況は落ち着いていたが、しばらくして後に窃盗事件や警察への抗議が次第に増えたと詳細を記している。また、日本軍はなお武器回収に応じておらず、行政当局は近い将来、台湾の社会的安定について懸念を示している。司令官も述べるように、当時台湾にはもともと海軍属の労働者や元兵士、学徒動員された者など数千もの非武装の人がおり、行き場のない苦境にあったのだ。加えて、多くの台湾人家族が軍司令部に押しかけ、愛する故郷に帰還させるよう要求した。台湾総督府は多くの台湾人が雇われたマニラ、インド

ネシアなど東南アジアの事務局と連絡を取り情報収集するなど対応に迫られた。⁽⁵⁹⁾

作者不詳だが、台湾人と朝鮮人の労働者について詳述した日本語の報告書によれば、日本当局は終戦に伴う状況変化によって、朝鮮人や台湾人が多く暮らす国内地域で事件が生じる可能性を最も警戒していた。秋田県にある鉱山で、十数人の朝鮮人労働者が八月一五日に酒を飲み、「日本は戦争に負けたので、私たちが日本人を鉱山で働かせろ！」と日本人監督者に叫んだ。そして彼らは、宿舍の物品を破壊し暴徒と化した。これに対して、五〇名もの警官らによって一帯は鎮静化された。多くの鉱山でも事件が繰り返して起きており、七千人もの台湾人労働者が連行されていた神奈川の海軍関連施設では、八月二三日、台湾人労働者が仕事を停止したが、食糧不足のうえ女性労働者や食堂従業員が食糧を持ち逃げするのを見て、それを阻止しようとしたところ、秩序回復のため数百人の憲兵隊が出勤している。⁽⁶⁰⁾ 日本外務省の調査によれば、台湾在住の日本人にとって戦後の生活は比較的安定しており、生活様式にも大きな変化は見られなかった。しかし、厳しくなる配給によって物価上昇が続き、やがて生活が不安定になることが予想されたため、不動産を売るものはいなかった。⁽⁶¹⁾

一九四六年一〇月に台北で拘束され、中国法廷では最初の台湾人戦犯となつたうちの一人が陳水雲であるが、彼は

台北管内の警察官だった当時、えん罪による違法逮捕、監禁のうえ容疑者を殺害した容疑で起訴された。台北法廷では七件の同様の事例があり、容疑者のうち五人が警察や植民地統治の特別警察に属しており、一人は憲兵隊で、もう一人が憲兵隊の補佐をしていた。陳は死刑判決を受けたが、刑が執行されたか否か不明である。他にも台湾人の関連事例としては、宜蘭市で中国人警察官が市民二人を違法に逮捕し殺害した容疑について、一九三七年一二月に遡り起訴された。この警察官と日本人関係者は、数年間の懲役刑を受けた。台北では他にも数人の台湾人が戦犯として起訴されている。しかし、たとえ漢奸裁判だったとしても、同様犯罪が一般的な刑事事件として処理された一方で、なぜこれらの事件だけが「戦争犯罪」として訴追されたのかは不明である。日本憲兵隊の通訳だった三三歳の黄面成は、一九四四年一月に行つたとされる台湾人同胞に対する拷問に加担した容疑で一九四七年に起訴され、一〇年間の懲役判決を受けた。他にも一九四七年に台北では、三九歳の廖正全が拷問と誘拐の容疑により日本人の同僚と共に起訴された。廖は拷問の罪により五年間の懲役刑を受けたが、誘拐に関しては無罪となっている。

裁判の余波

国民党は台湾人戦犯に対しておびやかな国内政策を続けており、それは日本政府に対しても同様であった。その日本では、帝国という概念は事実上消滅していた。⁽⁶⁵⁾ 日本政府は一九五二年一二月段階で、朝鮮人や台湾人戦犯の收容所建設に関する計画をしていたが、これら收容所は元戦犯が彼らの「祖国」に帰還するまでの住居とされていた。東京に数か所、埼玉県には少なくとも一か所、最大規模の收容所があつたものの、それらはすべて日本を経由して最終目的地へと向かう人々にとっては、一時しのぎの措置にすぎなかつた。⁽⁶⁶⁾ この「歴史の陥穽」に落ちた元戦犯について、日本の社会的関心は向けられたものの、共感を呼ぶことはなかつた。

ただし皮肉なことに、連合国による戦犯裁判で処刑された台湾人に対しては共感が示された。台湾人戦犯が東京で台湾への帰国を待っていたその時、同じ処遇だった元戦犯の遺書や告白を所収した『世紀の遺書』という日本語書籍がベストセラーになった。この書籍はBC級戦犯裁判の結果、死刑に処せられた日本帝国軍人の遺書を収集したものである。すべての遺書を収集することは叶わなかつたが、多くの台湾人元日本兵は自身を日本帝国臣民だと信じてお

り、無駄死にを望まなかったことが分かる。林金隆は台湾人の軍属で、マニラでアメリカ政府によって起訴され、一九四六年七月一七日に処刑された。彼は、戦場で死ぬことが台湾青年の運命だと信じていたが、判決が言い渡された直後の一九四六年四月、友人宛ての手紙に「我は大日本帝国の為に犠牲となりて天国へ行く」と綴り、また友人の支援は無駄になったが、その努力に感謝する旨を記している⁽⁶⁷⁾。李安は嘉義出身の台湾人軍属で、広東法廷で起訴された。李は父親に宛てた遺書で「我誓つて国法を犯さず、一妻一子あり、他人と金品の貸借なし、我処刑されるも、何人と雖も之が報復を許さず」と、冷静に記した⁽⁶⁸⁾。東南アジアで拘束された多くの台湾人軍属のうち、林江山はオーストラリア政府による法廷での判決を受け、ラバウルで処刑された。林は友人に向けて、「御国に捧げまつらん若桜こころラバウルに今ぞ散り行く」と感謝の意をしたためた。また彼は、他の台湾人の遺書とは異なり、花を贈られたことについても謝意を表している。そして、この花の良い香りは私の孤独を慰めてくれるとの中国語のメッセージに続けて、「人は二つとして似たものがない花の様であり、その絶頂に咲き誇り眠るように地表に落ちる」と記した⁽⁶⁹⁾。安田宗治はシンガポールのチャンギ刑務所で、イギリス政府によって処刑された台湾人軍属である。安田は一九四二年以降、シンガポールやスマトラなどに配属され、拷問を

行つた容疑で連合国に逮捕された。「私の運命がこのように決した事は、私は自分の義務を遂行したことによって犠牲となることを意味する」と安田は書き残した。彼は家族に下関支店の銀行口座を知らせ、その預金を使うよう伝えた。また、兄にも家名を残すように頼んでいる⁽⁷⁰⁾。これらの事例により、BC級戦犯裁判で処刑された台湾人が日本帝国のいたるところに存在したことが分かる。そして、失われた日本帝国に対する同情を集めた書籍に、台湾人戦犯の遺書が収められた反面、その地理的所在によつては犠牲者の詳細を示す戦後の語りは、国民的慰めを受けることができなかつた。

結 論

本稿の結論として、裁判をめぐる語りが時間とともに、正義の追求と日本に対する寛容から、今日とりわけ大陸で強く感じられる怒りや憤りへといかに変化していったのかという点について改めて考察する。戦争と日本による犯罪を世界に想起させるため、そして議論の余地がなおあるが中国のナショナル・メモリーにとつては重要である日本に勝利した中国という主張を世界に知らしめるために、中国政府は今日、翻訳やいくつかの西洋歴史学者の著作を含む二二三の主要書籍を世界中の図書館に送っている⁽⁷¹⁾。このこ

とは、台湾法廷に関してなぜ注目しないのか、という重要な問題意識を喚起する。

中国の日本に対する正義は、戦後すぐに重視した移行期正義でなく国民党と中国共産党の競争から生まれたそれだった。国民党の裁判とその正義の追求を通じて、日本の戦争犯罪と攻撃的な帝国主義を証明することはできたが、一連の国民党による裁判および一九五六年の中国共産党による裁判は、当時の国際世論の注目を集めることができなかったと言えよう。日本人犯罪者の自白は十分に記録されたが、このプロセスは持続しなかったため、非合理にただ正義を法律と化して追求しても、台湾と大陸の中国社会に浸透することはなかった。

私は初めてこれら裁判を扱った書籍を、一九六四年に最後の日本人戦犯三名が送還された話で締めくくったが、実際にその物語は完結することはなかった。事実、日本の戦争犯罪の語りは事実と切り離され生きながらえたのである。すなわち、多くの公職にあった者が裁判を受け入れなかったのだ。なぜなら、その一部は自分たちが偏向した判決を受けると感じ、また一部には中立な評価を下し得るような記録を確保できなかったためである。そして、数名の日本政府高官は元戦犯に対して彼らの記憶や裁判に関する見解についてインタビューを含む独自調査を一九七〇年代まで続けている。戦犯の記憶や歴史を支配しようとする国

際競争は、決して無くなることはないだろうし、さらに兩岸関係が緊張状態にあるため、戦犯裁判の問題は、中国と台湾の火種となる可能性もある。中国は日本人戦犯を日本に帰国させたにもかかわらず、一九七五年に蔣経国の政府は日本に滞在した台湾人戦犯を引き取ることはしなかった。以上のことから、戦後七〇年を経て日本の戦争犯罪とそれをめぐる正義の問題は、いっそう重大な意味を孕んでいる。

注

- 〈1〉 彭小妍『歴史很多漏洞——從張我軍到李昂』台北：中央研究院中國文哲研究所籌備處，二〇〇〇年，五一頁。
- 〈2〉 Antony Beevor, *The Second World War*, London: Weidenfeld & Nicolson, 2012.
- 〈3〉 「個別引揚関係、南方地域関係、台湾の部」マイクロフィルム K0020 (K7-1-0, 19-1-4) 東京：外交史料館。
- 〈4〉 終戦に向けた法整備については以下を参照。Matthias Zachmann, "Sublimating the Empire: How Japanese Experts of International Law Translated 'Greater East Asia' into the Postwar Period," in Barak Kushner and Sherzod Muminov, eds., *The Dismantling of Japan's Empire in East Asia: Demilitarization, Postwar Legitimation and Imperial Afterlife*, London: Routledge, 2017, pp. 167-181.

〈5〉 裁判は部分的な事象であり、この問題は戦後に引き継がれた。Sandra Wilson, “The Sentence is Only Half the Story: From Stern Justice to Clemency for Japanese War Criminals, 1945–1958,” *Journal of International Criminal Justice*, Volume 13, Issue 4, pp. 745–761.

〈6〉 現在、中央政府から資金提供を受けた上海交通大学に東京審判研究中心（東京戦争犯罪裁判研究センター）が設置されている。

〈7〉 Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 2015, pp. 87–88; Amartya Sen, *The Idea of Justice*, London: Allen Lane, 2009, p. 10; Adam Cathcart, “Resurrecting Defeat: International Propaganda and the Shenyang Trials of 1956,” in Kerstin von Lingen, ed., *War Crimes Trials in the Wake of Decolonization and Cold War in Asia, 1945–1956: Justice in Time of Turmoil*, London: Palgrave Macmillan, 2016, pp. 261–278; 大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判——中国共産党の思惑と一五二六名の日本人』中央公論新社、二〇一六年。

〈8〉 戦犯裁判の開廷まですに日本人容疑者が訴追を受け入れたり、もしくは阻止しようとしてみたか、より詳細な議論については、以下を参照。Barak Kushner, “The Question of Complicity: Japan’s Early Postures toward War Crimes and War Responsibility in the Aftermath of WWII,” in Kerstin von Lingen, ed., *Debating Collaboration and Complicity in War Crimes Trials in Asia, 1945–1956*, London: Palgrave Macmillan (forth-

coming), Barak Kushner, “Imperial Loss and Japan’s Search for Postwar Legitimacy,” in Barak Kushner and Sherzod Muminov, eds., *op. cit.*, pp. 48–65. 馬場公彦は、中国の損失と責任の性質に関して日本における議論とデータの不足を指摘しているが、その要因として日本人が中国との戦争に負けたという認識がなかった点を挙げている。馬場公彦『戦後日本人の中国像』新曜社、二〇一〇年、九二–九三頁。

〈9〉 Keith Sainsbury, *The Turning Point: Roosevelt, Stalin, Churchill, and Chiang-Kai-Shek, 1943: The Moscow, Cairo and Tehran Conferences*, Oxford: Oxford University Press, 1985, pp. 61–109; 吳思華・呂芳上・林永棠編『開羅宣言的意義與影響』台北：政大人文系列叢書、二〇一四年；Hans van de Ven, Diana Lary, and Stephen R. Mackinnon, eds., *Negotiating China’s Destiny in World War II*, Palo Alto: Stanford University Press, 2015.

〈10〉 Marc Gallichio, *The Scramble for Asia: US Military Power in the Aftermath of the Pacific War*, Rowman and Littlefield, 2008, p. 3.

〈11〉 牛軍『冷戦與新中国外交的緣起 1949–1955』改訂版 北京：社会科学文献出版社、二〇一三年、一三頁。

〈12〉 Rune Svarverud, *International Law as World Order: Translation, Reception and Discourse, 1847–1911*, Leiden: Brill, 2007, p. 138.

〈13〉 Marc Gallichio, *op. cit.*, p. 80.

〈14〉 Odd Arne Westad, *Devisive Encounters: The Chinese Civil*

Mar: 1946–1950, Stanford University Press, 2003, p. 17.

〈15〉 Wang Tsy-sheng, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule, 1895–1945: The Reception of Western Law*, Seattle: University of Washington Press, 2000, p. 179.

〈16〉 概要は以下を参照。Barak Kushner, “Chinese War Crimes Trials of Japanese, 1945–1956: A Historical Summary,” in Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping, eds., *Historical Origins of International Criminal Law: Volume 2*, Brussels: Tortel Opahl Academic Publisher, 2014, pp. 243–265. 郭大鈞・吳広義『浴血八年樹豊碑——受降と審判』桂林：広西師範大学出版社，一九九四年。

〈17〉 Ling Yan, “The 1956 Japanese War Crimes Trials in China,” in Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping, eds., *Historical Origins of International Criminal Law: Volume 2*, p. 241. 著者は「日本人戦犯は一九五六年の瀋陽軍事法廷まで公平な裁判を受けており、それらは近代国際法に則って行われただけでなく、国際的正義に対しても一定の貢献を果たした」と主張している。ただし具体的にどのような貢献であったかは明らかにしていない。Zhang Tianshu, “The Forgotten Legacy: China’s Post-Second World War Trials of Japanese War Criminals, 1946–1956,” in Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping, eds., *Historical Origins of International Criminal Law: Volume 2*, pp. 267–300. このほか全体的な分析は試みていないが、制定された法律で手順をリストアップしている。

〈18〉 日本人戦犯に対する正義／報復の追求において中国が担った役割を肯定的に捉えたものとして、以下を参照。梅朝榮『把東条英機送上絞刑架的中国人』武漢：武漢大學出版社，二〇〇六年。なお陳新宇は「中国が決定的役割を果たしたとの指摘を疑問視する。」『東京審判量刑問題再審視——以「死刑投票六比五」為中心』『清華大學學報』（哲學社會科學版）二〇一四年第四期（第二九卷）：四二一—四八頁。より積極的な見解については以下を参照。James Sedgwick, “The Trial Within: Negotiating Justice at the International Military Tribunal for the Far East, 1946–1948,” Ph.D. dissertation at the University of British Columbia, 2012.

〈19〉 中国人が歴史観と国家の役割をいかに捉えているかを考察するうえで、二〇一〇年間にフランスで起きた事象と比較すべき点が多くある。例えば、二〇〇五年二月二二日に発効から一年ほどで無効となった法律には「Les programmes scolaires reconnaissent en particulier le rôle positif de la présence française outre-mer, notamment en Afrique du nord.」（学校のカリキュラムは、海外、特に北アフリカにおけるフランス軍駐留の肯定的役割を認めている）とあった。この法律は、一九九〇年のゲソ法にともない提起されたホロコーストの合法性を疑問視することを禁じた原則に則って制定された。これら問題に関する確かな議論については、以下を参照。Marc Olivier Baruch, *Des lois indigènes? Les historiens, la politique et le droit*, Paris, Tallandier, 2013. ルソン氏が二〇一一年九月二七—二八日にシャールブルック大学

- で行った講演ビデオを参照 (<https://vimeo.com/33646540>)。
- 〈20〉 下村海南『終戦秘史』講談社、一九八五年、三〇一—三〇四頁。
- 〈21〉 Ju-Ao Mei, “China and the Rule of Law,” *Pacific Affairs*, Vol. 5, No. 10 (Oct., 1932), pp. 863–872.
- 〈22〉 William S. Hamilton, *Notes from Old Nanking, 1947–1949 the Great Transition*, Canberra: Pandanus Books, 2004, p. 30.
- 〈23〉 范忠信・尤陳俊・龔先哲選編『為什麼要重建中國法系——居正法政文選』（二十世紀中華法學文叢）北京：中國政法大學出版社、二〇〇九年、二四—二六頁。
- 〈24〉 同右、二六頁。
- 〈25〉 同右、二七—二九頁。
- 〈26〉 同右、四七頁。
- 〈27〉 「中國法律教育之弱點及其補救之方略」楊兆龍・艾永明・陸錦璧編『楊兆龍法學文集』北京：法律出版社、二〇〇五年、二一九—二四三頁。
- 〈28〉 Tahirih Lee, “Orienting Lawyers in China’s Tribunals before 1949,” *Maryland Journal of International Law*, Vol. 27: 129, 2012, pp. 179–212. 詳細は以下を参照。Pasha L. Hsieh, “The Discipline of International Law in Republican China and Contemporary Taiwan,” *Washington University Global Studies Law Review*, Vol. 14 (1), 2015, pp. 87–129.
- 〈29〉 Li Xingqing, “John C. H. Wu at the University of Michigan School of Law,” *Journal of Legal Education*, Volume. 58, Number 4 (December 2008), p. 549. シモン・ウー自身は、初期の司法教育について以下を述べている。John C. H. Wu, *Beyond East and West*, New York: Sheed and Ward, 1951, pp. 66–67.
- 〈30〉 呂芳上『從日記及檔案中觀察蔣介石對日外交策略 (1930s–1940s)』二〇〇三年度財團法人交流協會日台交流センター歴史研究者交流事業報告書、中央研究院近代史研究所、二〇〇四年三月。
- 〈31〉 Anja Bihler, “Late Republican China and the Development of International Criminal Law: China’s Role in the United Nations War Crimes Commission in London and Chungking,” in Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping, eds., *Historical Origins of International Criminal Law: Volume 1*, Brussels: Torkel Opsahl Academic Publisher, 2014, pp. 507–540.
- 〈32〉 Odd Arne Westad, *op. cit.*, pp. 69–70.
- 〈33〉 Yuma Totani, *The Tokyo War Crimes Trial: The Pursuit of Justice in the Wake of World War II*, Cambridge, Mass.: Harvard University Asia Center, 2008. 特許日暮吉延『東京裁判』講談社、二〇〇八年を参照。
- 〈34〉 張林風「不能忘却的歷史——訪東京審判親歷者高文彬」『聯合時報』二〇一四年二月二八日。「口述：高文彬——我所經歷的東京大審判」『三聯生活周刊』二〇一四年八月一五日。また以下を参照。Bob Tadashi Wakabayashi, “The Nanking 100-Man Killing Contest Debate: War Guilt Amid Fabricated Illusions, 1971–75,” *Journal of Japanese Studies*, Vol. 26, No. 2 (Summer, 2000), pp. 307–340.
- 〈35〉 上海虹口区檔案編『東京審判』上海：上海書店出版

- 社「二〇〇七年」三一四頁（高文彬による序文）を参照。
また金潤浩は一九四三年に彼を推薦したとされているが、その根拠は不明である。
- 〈36〉 Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men*, pp. 80–82.
- 〈37〉 Xiang Longwan and Marquise Lee Howle, “In Search of Justice for China: The Contributions of Judge Hsiang Che-chun to the Prosecution of Japanese War Criminals at the Tokyo Trial.” in Morten Bergsmo, Cheah Wui Ling and Yi Ping, eds., *Historical Origins of International Criminal Law: Volume 2*, pp. 143–175. また秦徳純『秦徳純回憶録』台北：伝記文学出版社、一九六七年も参照。
- 〈38〉 李伶伶『法界巨擘 倪徵喚伝』南京：江蘇人民出版社、二〇〇八年、四二一–四三頁。
- 〈39〉 同右、四四頁。
- 〈40〉 同右。東京裁判の言語と通訳の問題は、正義の追求の大きな障害になり、東京裁判に関する一つの研究分野となった。Kayoko Takeda, *Interpreting the Tokyo War Crimes Trial: A Sociopolitical Analysis*, Ottawa: University of Ottawa Press, 2010; Kayoko Takeda, “The Visibility of Collaborators: Snapshots of Wartime and Post-war Interpreters” in Fernández-Ocampo, A. & Wolf, M., eds., *Framing the Interpreter: Towards a Visual Perspective*, London: Routledge, 2014, pp. 150–159 を参照。
- 〈41〉 李伶伶、前掲書、四五頁。
- 〈42〉 パウンドの批評に関しては、Jedidiah J. Kroncke, “Roscoe Pound in China: A Lost Precedent for the Liabilities of American Legal Exceptionalism,” *Brooklyn Journal of International Law*, Vol. 38, No. 1, 2012, pp. 2–67 を参照。中国人の国際法に対する理解については以下を参照。Wen-Wei Lai, “Forgiven and Forgotten: The Republic of China in the United Nations War Crimes Commission,” *Columbia Journal of Asian Law*, Vol. 25, Issue 2 (Summer 2012), pp. 306–339.
- 〈43〉 *The Roscoe Pound Papers*, Part I: Correspondence, 1907–1964, Reel 68 of 127, (Microfilm in the Law Library of Harvard University).
- 〈44〉 *Ibid*.
- 〈45〉 *Ibid*.
- 〈46〉 驚くべきことに、梁博士は四か月間のホテル代一八〇ドルを支払わず、ワシントンD.C.で逮捕されている。
“Chinese Diplomat Arrested at Station Before,” *The Washington Post*, Nov. 3, 1932.
- 〈47〉 次の中国語の情報を参照。「裴劭恒参審东京渋谷案始末」党史研究「中国農工民主党」(<http://www.ngdsh.org.cn/shngd2011/wstd/node418/ul1a10358.html>)。渋谷事件に関するより詳細な情報は、楊子震「帝国日本の崩壊と国民政府の台湾接收——戦後初期日台関係における脱植民地の代り」筑波大学博士論文、二〇一一年を参照。
- 〈48〉 Wang Tzy-sheng, *op. cit.*, p. 180.
- 〈49〉 何力群「抗戦勝利後国民政府対日政策述評（1945–1949）」北京師範大学碩士論文、二〇〇二年。

〈50〉 吳淑鳳「抗戰勝利前夕國民政府処置日本態度、以情報分析為中心 (1945)」一一頁 (吳の二〇〇九年重慶での會議報告)。

〈51〉 同右、一二頁。蔣中正總統文物、徐仏觀呈日本投降後我方各項処置之建議案、日本投降 (三) 002-080103-00066-006 台湾：国史館も参照のこゝ。

〈52〉 吳淑鳳、前掲「抗戰勝利前夕國民政府処置日本態度、以情報分析為中心 (1945)」一一一―一三頁。蔣中正總統文物、彭克定電蔣中正日本請求投降最複雜問題……、勝利受降 (四) 002-090105-00015-149 台湾：国史館。

〈53〉 関連情報は、以下の日本国立公文書のアーカイブによる。平成一一年度 4B-24-7041 (中国戦争裁判関係法令及適用法条調査綴、昭和四二年度)。

〈54〉 蔣中正總統文物、吳鼎昌呈蔣中正転呈張羣赴日本視察報告、革命文献——処置日本 002-020400-00052-150 台湾：国史館。

〈55〉 これに関して詳しくは、Kawashima Shin, “Deimperialization’ in Early Postwar Japan: Adjusting and Transforming the Institutions of Empire,” in Barak Kushner and Sherzod Muminov, eds., *op. cit.*, pp. 30-47; および川島真・松田康博・楊永明・清水麗『日台関係史 1945-2008』東京大学出版会、二〇〇九年を参照。

〈56〉 上砂勝七『憲兵三十年』東京選書、一九五五年、一八一―一九頁。

〈57〉 同右、二〇頁。

〈58〉 日本帝国の崩壊からくる台湾人社会における不透明さが、二・二八事件の原因となったと Victor Louzon は示唆している。彼によれば二・二八事件の動揺は、日本帝国崩壊後の動員解除と武装解除が十分に行われなかったために生じた。Victor Louzon, “L’Incident du 28 février 1947, dernière bataille de la guerre sino-japonaise ? Legs colonial, sortie de guerre et violence politique à Taïwan,” December 2016. Programme doctoral histoire Centre d’histoire de Sciences Po, Doctorat en histoire, Institut d’études politiques de Paris, Ecole doctorale de Sciences Po, France を参照。

〈59〉 粟屋憲太郎編『資料 日本現代史 3——敗戦直後の政治と社会 2』大月書店、一九八一年。台湾からの報告、台湾軍管区参謀長 (1945.10.18-23) 二八一―二八二頁。

〈60〉 粟屋憲太郎編『資料 日本現代史 2——敗戦直後の政治と社会 1』大月書店、一九八〇年、四二頁。

〈61〉 「台湾の現況」外務省管理局総務部南方課、昭和 21.2.10 部外秘「マイクロフィルム K0006 東京：外交史料館」。

〈62〉 岩川隆『孤島の土となるとも——BC級戦犯裁判』講談社、一九九五年、五九三―五九四頁。岩川は裁判を一九四六年と記載しているが、アーカイブは判決の正式な記録を一九四七年一〇月としている。“Zhanfan Chen Shuiyundeng panjieshu zhengben,” October 16, 1947, B3750187701=0036=1571=34189930=1=043=0000081020001, (continues for ten pages) (台湾檔案管理局) 。

- <63> B3750187701=0036=1571=30403340=4=004=00000825
2002, (continues for another page) (台湾檔案管理局)。
<64> B3750187701=0036=1571=30403340=4=002=00000825
0002, (continues for two pages) (台湾檔案管理局)。 Shi-chi
Mike Lan, “Crime’ of Interpreting: Taiwanese Interpreters as
War Criminals of World War II,” in Kayoko Takeda, Jesus
Baigorri-Jalón, eds., *New Insights in the History of Interpreting*,
Amsterdam: John Benjamins Publishing Company, 2016, pp.
193-224. ※参照。
<65> 国史館’ 0200000014875A, Ministry of Foreign Affairs
memo, 加強対日本宣伝。
<66> 平成一一年度―法務 4A-18-1831 「第三国人(韓国、台
湾) 戦犯者釈放問題、戦犯者援護問題関係書類」 一九五
三(昭和二八)年丸山鶴吉記、国立公文書館。
<67> 巢鴨遺書編纂会編『世紀の遺書』講談社、一九八四年、
五八七頁。
<68> 同右、三二頁。
<69> 同右、五四五頁。
<70> 同右、四三七頁。
<71> これらの書籍は次のリストおよびテレビ番組から作成
した。記念世界反法西斯戦争勝利七〇周年主題図書展’
<http://www.xinhuanet.com/world/kzsl70/siftxs/zgqx.htm>
<http://news.cnr.cn/special/kzsl70zn/> 中国が「勝利」を祝
ふ方法は過去とは異なるといふ。 Tony Brooks, “Angry States:
Mainland Chinese Views of Japan Since 1949,” Ph.D.

dissertation in Faculty of Asian and Middle Eastern Studies,
University of Cambridge, 2013.

- <72> Narelle Morris 氏の英文論文を明確にした。
“Obscuring the Historical Origins of International Criminal
Law in Australia: The Australian War Crimes Investigations and
Prosecutions of Japanese, 1942-1951,” Morten Bergsmo, Cheah
Wui Ling and Yi Ping, eds., *Historical Origins of International
Criminal Law: Volume 2*, pp. 383, 386-389.